

地域密着型サービス事業の概要

資料4

1 認知症対応型通所介護 / 介護予防認知症対応型通所介護	2 認知症対応型共同生活介護 / 介護予防認知症対応型共同生活介護	3 小規模多機能型居宅介護 / 介護予防小規模多機能型居宅介護																		
<p>(1) 認知症対応型通所介護とは 認知症である者を対象として、デイサービスセンターに通所し、入浴排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練等を行う。</p>	<p>(1) 認知症対応型共同生活介護とは 要介護者・要支援者(要支援1は除く)であって認知症である者について、その共同生活を営むべき住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活の世話及び機能訓練を行う。</p>	<p>(1) 小規模多機能型居宅介護とは 高齢者ができる限り住み慣れた地域で、地域の特性に応じた多様で柔軟なサービス提供が可能となるよう、「通い」を中心として、要介護者・要支援者の状態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせてサービスを提供することで、中重度となっても在宅での生活が継続できるよう支援するもので、日常生活の世話及び生活機能訓練を行うことをいう。</p>																		
<table border="1"> <tr> <td>利用者</td> <td>認知症対応型通所介護</td> <td>要介護 1~5</td> </tr> <tr> <td></td> <td>介護予防認知症対応型通所介護</td> <td>要支援 1・要支援 2</td> </tr> </table>	利用者	認知症対応型通所介護	要介護 1~5		介護予防認知症対応型通所介護	要支援 1・要支援 2	<table border="1"> <tr> <td>利用者</td> <td>認知症対応型共同生活介護</td> <td>要介護 1~5</td> </tr> <tr> <td></td> <td>介護予防認知症対応型共同生活介護</td> <td>要支援 2</td> </tr> </table>	利用者	認知症対応型共同生活介護	要介護 1~5		介護予防認知症対応型共同生活介護	要支援 2	<table border="1"> <tr> <td>利用者</td> <td>小規模多機能型居宅介護</td> <td>要介護 1~5</td> </tr> <tr> <td></td> <td>介護予防小規模多機能型居宅介護</td> <td>要支援 1・要支援 2</td> </tr> </table>	利用者	小規模多機能型居宅介護	要介護 1~5		介護予防小規模多機能型居宅介護	要支援 1・要支援 2
利用者	認知症対応型通所介護	要介護 1~5																		
	介護予防認知症対応型通所介護	要支援 1・要支援 2																		
利用者	認知症対応型共同生活介護	要介護 1~5																		
	介護予防認知症対応型共同生活介護	要支援 2																		
利用者	小規模多機能型居宅介護	要介護 1~5																		
	介護予防小規模多機能型居宅介護	要支援 1・要支援 2																		
<p>(2) 事業所の種類</p>	<p>(2) 指定基準の概要</p>	<p>(2) 指定基準の概要</p>																		
<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">認知症対応型通所介護</td> <td>単独型</td> <td>利用定員 12人以下</td> </tr> <tr> <td>併設型</td> <td></td> </tr> <tr> <td>共用型</td> <td>利用定員 3人以下</td> </tr> </table>	認知症対応型通所介護	単独型	利用定員 12人以下	併設型		共用型	利用定員 3人以下	<p>① 人員に関する基準</p>	<p>① 人員に関する基準</p>											
認知症対応型通所介護		単独型	利用定員 12人以下																	
		併設型																		
	共用型	利用定員 3人以下																		
<p>※ 単独型・・・併設型ではない事業所 ※ 併設型・・・特別養護老人ホーム・養護老人ホーム・病院・診療所・介護老人保健施設・介護医療院・その他社会福祉法に規定する社会福祉施設・特定施設に併設する事業所 ※ 共用型・・・指定認知症対応型共同生活介護事業所・指定地域密着型特定施設・指定地域密着型介護老人福祉施設において、行われるもの。</p>	<table border="1"> <tr> <td>介護従業者</td> <td>・利用者3人に対し、1人以上 (うち1人以上は常勤) ・夜間は夜勤1人以上</td> </tr> <tr> <td>管理者</td> <td>・管理者は、認知症介護に関する専門的な知識及び経験を有し、認知症高齢者の介護に3年以上従事した経験を有する者であって、厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの・常勤 1人(兼務可)</td> </tr> <tr> <td>計画作成担当者</td> <td>・計画作成担当者は、介護支援専門員その他の計画作成に関し実務経験を有する者 ・計画担当者1人以上(1人は、介護支援専門員) ・厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの</td> </tr> <tr> <td>代表者</td> <td>・厚生労働大臣が定める研修等を修了しているもの</td> </tr> </table>	介護従業者	・利用者3人に対し、1人以上 (うち1人以上は常勤) ・夜間は夜勤1人以上	管理者	・管理者は、認知症介護に関する専門的な知識及び経験を有し、認知症高齢者の介護に3年以上従事した経験を有する者であって、 厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの ・常勤 1人(兼務可)	計画作成担当者	・計画作成担当者は、介護支援専門員その他の計画作成に関し 実務 経験を有する者 ・計画担当者1人以上(1人は、介護支援専門員) ・ 厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの	代表者	・ 厚生労働大臣が定める研修等を修了しているもの	<table border="1"> <tr> <td>管理者</td> <td>常勤 1人(事業所内の他の業務との兼務可) ・厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの(認知症従事経験要)</td> </tr> <tr> <td>代表者</td> <td>・厚生労働大臣が定める研修等を修了しているもの(認知症従事経験要)</td> </tr> <tr> <td>介護支援専門員</td> <td>1人(事業所内の他の業務との兼務可) ・厚生労働大臣が定める研修等を修了しているもの</td> </tr> <tr> <td>介護従業者</td> <td>・日 中・・・通い利用者3人に対して1人 訪問介護対応1人 ・夜 間・・・泊まりと夜間の訪問介護対応のため 2人以上(1人宿直可) ※ 常勤1人以上及び看護職員1人以上</td> </tr> </table>	管理者	常勤 1人(事業所内の他の業務との兼務可) ・厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの(認知症従事経験要)	代表者	・厚生労働大臣が定める研修等を修了しているもの(認知症従事経験要)	介護支援専門員	1人(事業所内の他の業務との兼務可) ・ 厚生労働大臣が定める研修等を修了しているもの	介護従業者	・日 中・・・通い利用者3人に対して1人 訪問介護対応1人 ・夜 間・・・泊まりと夜間の訪問介護対応のため 2人以上(1人宿直可) ※ 常勤1人以上及び看護職員1人以上		
介護従業者	・利用者3人に対し、1人以上 (うち1人以上は常勤) ・夜間は夜勤1人以上																			
管理者	・管理者は、認知症介護に関する専門的な知識及び経験を有し、認知症高齢者の介護に3年以上従事した経験を有する者であって、 厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの ・常勤 1人(兼務可)																			
計画作成担当者	・計画作成担当者は、介護支援専門員その他の計画作成に関し 実務 経験を有する者 ・計画担当者1人以上(1人は、介護支援専門員) ・ 厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの																			
代表者	・ 厚生労働大臣が定める研修等を修了しているもの																			
管理者	常勤 1人(事業所内の他の業務との兼務可) ・厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの(認知症従事経験要)																			
代表者	・厚生労働大臣が定める研修等を修了しているもの(認知症従事経験要)																			
介護支援専門員	1人(事業所内の他の業務との兼務可) ・ 厚生労働大臣が定める研修等を修了しているもの																			
介護従業者	・日 中・・・通い利用者3人に対して1人 訪問介護対応1人 ・夜 間・・・泊まりと夜間の訪問介護対応のため 2人以上(1人宿直可) ※ 常勤1人以上及び看護職員1人以上																			
<p>(3) 主な指定基準</p> <p>① 人員基準</p> <p>単独型・併設型</p> <table border="1"> <tr> <td>管理者</td> <td>常勤 1人以上</td> </tr> <tr> <td>生活相談員</td> <td>サービス提供時間に応じて1人以上</td> </tr> <tr> <td>看護職員</td> <td rowspan="2">3職種のうち1人以上は常勤</td> </tr> <tr> <td>介護職員</td> <td>単位ごとに2人以上</td> </tr> <tr> <td>機能訓練指導員</td> <td>1人以上</td> </tr> </table> <p>② 設備基準(単独型・併設型)</p> <p>ア 事務所 イ 相談室 ウ 食堂 エ 機能訓練室 オ 静養室 カ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備 キ その他必要な設備や備品</p> <p>ウとエを合計した面積は、3㎡に利用者定員を乗じて得た面積以上</p> <p>③ 運営に関する基準(主な事項)</p> <p>ア サービス提供困難時の対応 イ 心身の状況等の把握 ウ 居宅介護支援事業者等との連携 エ 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 オ 居宅サービス計画に沿ったサービス提供 カ 居宅サービス計画等の変更の援助 キ サービスの提供の記録 ク 利用料等の受領 ケ 認知症対応型通所介護計画の作成 コ 地域との連携等</p>	管理者	常勤 1人以上	生活相談員	サービス提供時間に応じて1人以上	看護職員	3職種のうち1人以上は常勤	介護職員	単位ごとに2人以上	機能訓練指導員	1人以上	<p>※ 代表者・管理者及び計画担当作成者は、その資質を確保するため厚生労働大臣が定める研修を修了していること</p> <p>② 設備に関する基準</p> <p>ア 共同生活住居の入居定員は、5人以上9人以下(単位は「ユニット」) イ 居室・居間・食堂・台所・浴室・消火設備等その他利用者が日常生活を営む上で必要な設備 ウ 居室は原則個室とし、居室の面積は、7.43㎡(4.5畳)以上とすること エ 利用者の家族や住民との連携、交流の機会が確保される地域に立地すること</p> <p>③ 運営に関する基準(主な事項)</p> <p>ア 入退居 イ 介護等 ウ 社会生活上の便宜の提供等 エ 調査への協力等 オ 管理者による管理 カ 認知症対応型共同生活介護計画の作成 キ サービスの提供の記録 ク 利用料等の受領</p>	<p>② 設備に関する基準</p> <p>※利用者は登録制のサービス利用</p> <p>ア 1事業所当たりの登録定員 29人以下 イ 「通い」1日当たり定員 登録定員の1/2~18名以下 ウ 「泊まり」1日当たりの定員 通いの利用定員の1/3~9名以下 エ 複数の小規模多機能事業所の利用は認められない オ 居間及び食堂を合計した面積は、通いの利用定員1人当たり3㎡以上とすること カ 宿泊室の利用定員は1人とし、床面積は、7.43㎡以上とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められた場合は、2人とする事ができる キ 宿泊室についてプライバシーが確保されたしつらえになっていれば、宿泊専用の個室がない場合であっても差し支えない</p> <p>③ 運営に関する基準(主な事項)</p> <p>ア サービス提供困難時の対応 イ 心身の状況等の把握 ウ 居宅サービス事業者等との連携 エ 法定代理受領サービスの報告 オ 利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付 カ 小規模多機能型居宅介護計画の作成 キ サービスの提供の記録 ク 利用料等の受領 ケ 居宅サービス計画の作成 コ 介護等 サ 身分を証する書類の携行 シ 社会生活上の便宜の提供等 ス 調査への協力等 セ 居住機能を担う併設施設等への入居</p>								
管理者	常勤 1人以上																			
生活相談員	サービス提供時間に応じて1人以上																			
看護職員	3職種のうち1人以上は常勤																			
介護職員		単位ごとに2人以上																		
機能訓練指導員	1人以上																			